

# 心にゆたかに

発行 株式会社天峰建設 袋井市横井 115-3  
TEL0538-43-6773 FAX0538-43-7250  
ホームページ 天峰建設で検索を  
Eメール tenpou@mail.wbs.ne.jp

第 117 号

発行日平成 27 年 5 月 1 日

## 光福寺様で上棟式

浜松市

三月一日(日)浜松市中区南浅田の光福寺様(今橋宣麿住職 真宗・高田派)では、二期工事である本堂新築の上棟式が執り行われました。あいにくの雨模様でしたが、たくさんの方々が集まり、仮本堂として使用している書院の中で上棟式法要を行うことができました。あらためてお祝い申し上げます。

光福寺様の本堂は、以前から老朽化に伴う傾きや雨漏りがひどく、地震が騒がれる今日においては、不安要素の多い状況で皆様心配しておりました。そして、ご住職や総代の方々の強い思いにより、上棟を迎えることができました。このような時を共に過ごしてまいりましたので、上棟式では皆様の喜びと安堵感が感じられました。

弊社では初めて真宗の本堂を建



上棟式の様子

築させていただきました。新本堂は八間四面の本堂本体に、両脇一間ずつの下屋には畳を敷いた広縁を設けています。内陣は間口四間×奥行三間と広く、東西にそれぞれ十二畳の余間。大人数の収容も想定し、外陣七四帖と広縁一四帖を合わせた八六帖の大座敷が確保されています。内陣には一尺の丸柱(吉野桧)・中陣は檜の尺二寸角柱を、その柱をつなぐ檼の大虹梁は尺×二尺の長さ四間になります。屋根は、本山に習い獅子口の鬼瓦と淡路



上棟の工事中

産の本葺き瓦を使用し、荘厳な本堂に見合った仕様となります。そして一期工事で完成しました唐破風大玄関、書院新築と合わせ、後世を見据えた伽藍整備が進んでおります。檀家さんや地区の方々に愛され、これから数百年という歴史を過ごす建物に、天峰建設の思いを技術とともに注入しております。完成は平成二八年六月を予定しており、安全に注意しながら日々工事に向かっております。

## 「領収証と印紙税」

日本テンプルヴァン(株)井上拓郎

### 「相続税の基礎控除減額」

前回と前々回の二回にわたって領収証について書かせていただきましたが、これまでの領収証はご寺院側が金銭を支払い、領収証を受取る立場でのお話でしたが、今回はお寺が発行する領収証(金銭の受領書)について、書きたいと思います。

「相続税の基礎控除減額」と「領収証」が、一見関係性が無いように思われますが、今後「領収証」の発行をお願いするお檀家が増えると思われれます。その事についてお話ししたいと思います。

平成二七年一月一日以降の相続から、相続税の基礎控除額が以下になります。

昨年一二月末まで

五〇〇〇万円×(法定相続人数)×

一〇〇〇万円)

本年1月1日より

三〇〇〇万円×(法定相続人数)×

六〇〇万円)

具体例として、ご主人がお亡くなりになり、奥様と子供二人(法定相続人が三人)の家族では、今まで八〇〇〇万円までの相続財産まで課税されませんでした。今後は四八〇〇万円の相続財産以上は課税されることになり

ます。平成二四年度の相続税を納めた方の割合は、四・一%(国税庁「相続税の課税状況」/2014年六月)でしたが、今後は相続税を納める方が増える事は間違いありません。

そして葬儀料やお布施、火葬・埋葬・納骨にかかる費用は、亡くなられた方の相続財産から差し引くことが出来ますので、相続財産から控除できる費用を支払った証明として、領収証の発行をご依頼する方が増える事と思われれます。また別の側面から見ますと、お布施等を相続財産から差し引くことが出来る為、金額の虚偽申告をされない為の防止策として領収証の発行が重要です。ちなみにこの場合の領収証には、収入印紙は必要ありません。

### 「印紙税」

経済的取引において作成される文書(領収証も含む)で、課税文書に該当する場合に、取引金額や内容によって定められた収入印紙を貼らなければなりません。ただし非課税文書に該当する場合にはこの限りではありません。

では課税文書とはどのようなものでしょう。それは印紙税法別表第一(国税庁のホームページで検索できます)に定められた取引が該当します。ここではすべてについて取り上げませんが、売上代金(売上代金以外も含む)に係る金銭の受取書、不動産等の譲渡契約書、土地の賃借権設定契約書などの特定の文書に

記載された契約金額	印紙税額
1万円以上、10万円以下	200円
10万円を超え、50万円以下	400円
50万円を超え、100万円以下	1,000円
100万円を超え、500万円以下	2,000円

※500万円を超える契約に関する金額もありますが、ここでは一部抜粋しました。一般的にご寺院で使用されている永代使用承諾書(金額を明記していないもの)には関しましては、印紙税は課税されません。ちなみに印紙税の納税義務者(収入印紙を購入して貼り付けなければならない者)は、これら文書を作成した者になります。

対して課税されるものです。しかし宗教法人の発行する領収証は、収益事業に関して作成するものであっても、営業に関しない受取書とみなす為、収入印紙は必要ありません。ただし地代領収通帳(通い帳)については、一冊につき四〇〇円の収入印紙が必要となります。また永代使用料(金額)が明記された墓地使用契約書は、土地の賃借権の設定に関する契約書となる為、下記表※に該当する収入印紙が必要となります。(平成二六年四月現在)

## 常住院様で書院の落慶式

常住院様（杉浦則雄  
住職・浜松市中区文丘  
町・日蓮宗）では念願  
の客殿・庫裡が完成い  
たしました。

昨年の四月二十六日に  
上棟式を行い、予定よ  
り早い三月にすべての  
工事が終了し、三月二  
日には、役員さんも出  
席して落慶式が行われ  
ました。十二帖と十五  
帖の続き間の書院は、  
檀家の皆様の法事や集  
まりなどには使い勝手  
がよく大変便利になりました。また書院の床は畳敷きですが、  
椅子と机をおいて使用するの足の不自由な方にもよろこば  
れると思います。

常住院様とは本堂を平成六年に竣工して以来のお付き合い  
になります。今回の工事の際にも声をかけていただき本当に  
ありがとうございます。

今後もアフターサービスに努めて、長いお付き合いをさせて  
いただきたいと思います。



## 中遠建築職業訓練校が完成

一一三号で地鎮式の様子をお知らせした中遠職業訓練校（磐  
田市西貝塚）の校舎が完成いたしました。三月七日に磐田市長  
をはじめ、来賓の方々組合関係者が出席して落成式が行われま  
した。磐田市・袋井市と森町から援助を受け、各市の建築組合、  
沢山の協力業者そして卒業生からの寄付金をいただき、ようやく  
完成にこぎつきました。中でも磐田市には格段の資金の援助  
をいただき、また今後の水道光熱費も磐田市が負担してくれま  
す。

新校舎は以前の校舎  
に比べたら小さいで  
すが、杉の木をふん  
だんに使った温かみ  
のある校舎ができあ  
りました。そして四  
月九日は新入生の入  
学式が行われ現在一  
年〜三年まで合  
わせて一〇人の生徒が  
学んでいます。また  
この学校を卒業した  
大工が、日本の木造  
建築の未来のため活  
躍することを期待し  
ていま



## 端午の節句 知って得する

五月は一年中で一番過ごしやすい季節ですが、かつては「悪月」と呼ばれ一年のうちで最も忌む月とされてきました。そして五月五日は端午の節句ですが、端午とは旧暦では午の月は五月にあたり、この午の月の最初の日を節句として祝っていたものが、のちに五が重なる五月五日が端午の節句になったそうです。

元は中国から伝来した行事ですが、日本では男性が戸外に出払い、女性だけが家の中に閉じこもって、田植えの前に穢れを祓い身を清める儀式を行う五月忌み（さつきいみ）という風習があり、これが中国から伝わった端午と結び付けられました。昔の農耕社会では女性は田ノ神を迎える巫女であり、端午はもともと女性の節句だったということです。また五月四日の夜から五月五日にかけてを「女天下」と称し、家の畳の半畳ずつあるいは家全体を女性が取り仕切る日とする習慣を持つ地域があり、そこから五月五日を「女の家」と称する風習が中部地方の一部にみられます。

宮中では菖蒲を髪飾りにした人々が武徳殿に集まり天皇から薬玉（くすだま・薬草を丸く固めて飾りをつけたもの）を賜りました。かつての貴族社会では薬玉を作りお互いに贈りあう習慣もありました。この行事については奈良時代に既に見られるそうですが、最も古くには推古天皇のころ（七世紀）五月五日に薬獵（薬草の採集）を行ったという記述があるようです。



鎌倉時代頃から「菖蒲」が「尚武」と同じ読みであること、また菖蒲の葉の形が

剣を連想させることなどから、端午は男の子の節句とされ、男の子の成長を祝い健康を祈るようになりました。鎧・兜・刀・武者人形や金太郎・武蔵坊弁慶を模した五月人形などを室内に飾り段に飾り、庭前にこいのぼりを立てるのが、典型的な祝い方です。ただしこいのぼりが一般に広まったのは江戸時代になってからで、関東の風習として一般的になりましたが、京都を含む上方では当時は見られない風習でした。鎧兜には男子の身体を守るという意味合いが込められています。こいのぼりを立てる風習は中国の故事にちなんでおり、男子の立身出世を祈願しています。典型的なこいのぼりは、五色の吹流しと三匹（あるいはそれ以上）のこいのぼりからなっております。吹流しの五色は五行節に由来します。

またちまきや柏餅を食べる風習もありますが、柏餅を食べる風習は日本独自のものです。柏は新芽が出るまで古い葉が落ちないことから「家系が絶えない」縁起物として広まりました。